

# 文教委員会情報連絡

令和3年8月19日

情報連絡事項	頁
(教育指導部)	
(1) 夏季休業中におけるタブレットの家庭への持ち帰りの実施について	2
(2) 東京都教育委員会による体罰の実態把握および足立区の状況について	4
(学校運営部)	
(3) 小中学校用務業務委託に関する公募型プロポーザル方式による事業者選定について……………	5
(子ども家庭部)	
(4) 「不登校の子を持つ保護者のための交流会」の開催について…………	6
(5) 不登校児童・生徒に対する居場所支援事業の北部地区での開設について	7
(6) ヤングケアラーに関する現状把握について……………	8

( 教 育 委 員 会 )

## 文 教 委 員 会 情 報 連 絡 一 覧 表

件 名	内 容	日時及び場所	P R の方法
<p>1 夏季休業中におけるタブレットの家庭への持ち帰りの実施について</p> <p>所管課 【教育政策課】</p>	<p>7月21日から始まる学校夏季休業中に、全ての中学校3年生がタブレット端末の家庭への持ち帰りを実施する。</p> <p><b>1 対象</b> 中学校3年生全員</p> <p>※ 家庭のPCや通信環境の有無にかかわらず、タブレット端末やインターネットを活用した本格的な受験勉強や多彩な自学自習を支援するため、今回は中学校3年生を対象にした。</p> <p><b>2 実施期間</b> 夏季休業期間中（7/21～8/31）</p> <p><b>3 通信環境のない家庭への対応</b> 通信環境のない家庭の児童・生徒に対しては、LTE通信に対応した端末を貸与する。通信費は区が負担する。</p> <p><b>4 持ち帰り端末の用途（各校で異なる）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Google for Education を活用した各校で課す各教科の「宿題」（調べ学習・レポート等を含む）</li> <li>・ 学習ドリルソフト「eライブラリ」の活用（中1、2年の総復習や現学年内容の予復習など）</li> <li>・ 夏休み中の「学活」「懇談会」の実施（一部の学校で予定）</li> <li>・ その他、インターネットを活用した自学自習</li> </ul> <p><b>5 他の学年のスケジュール</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小学校は先行して整備した2～3校が、一部の学年で夏季休業期間中に持ち帰り実施予定</li> <li>・ 9月に一人一台端末の整備が全校完了。順次持ち帰り実施</li> <li>・ 12月には、Windowsタブレットの持ち帰り用設定変更の完了。全て</li> </ul>		<p>教育だよりや足立区ホームページの「あだち学校ICT情報ひろば」で情報発信していく。</p>

	<p>の児童・生徒が一斉に端末を持ち帰ることが可能</p> <p><b>6 夏季休業期間中の保守・サポート体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ タブレット端末の故障や操作方法などの相談は、学校が家庭から連絡を受け、状況に応じてヘルプデスクを活用するなどして対応</li> <li>・ タブレット端末が故障・破損した場合には、学校が予備機を提供して対応</li> <li>・ 8/12～15の学校閉校日を含め、万が一学校と連絡が取れない場合には、教育政策課へ連絡してもらい対応</li> </ul>		
--	---	--	--

文教委員会情報連絡一覧表

件名	内容	日時及び場所	PRの方法
<p>2 東京都教育委員会による体罰の実態把握および足立区の状況について</p> <p>所管課 【教育指導課】</p>	<p><b>1 調査対象</b> 区市町村立及び都立学校全2,150校の校長、副校長、教職員、児童・生徒</p> <p><b>2 調査内容・方法</b> 令和2年度中に発生した体罰、不適切な指導、暴言等及び行き過ぎた指導又はその疑いのある事案の実態調査 教職員・・・校長による聞き取り調査 児童・生徒・・・質問紙調査及び聞き取り調査</p> <p><b>3 調査期間</b> 令和2年12月1日（火）から12月18日（金）まで</p> <p><b>4 足立区の概況（令和2年度）</b> 注）（ ）内は令和元年度の数</p> <p>(1) 体罰 0校 0件 (2校 2件)</p> <p>(2) 不適切な行為</p> <p>① 不適切な指導 3校 4件 (3校 4件)</p> <p>② 行き過ぎた指導 0校 0件 (0校 0件)</p> <p>③ 暴言等 5校 5件 (3校 3件)</p> <p>(3) 体罰及び不適切な行為に該当しない行為</p> <p>① 指導の範囲内 3校 4件 (7校 9件)</p> <p>② 適切な指導 0校 0件 (2校 4件)</p> <p>③ 正当防衛・正当行為 0校 0件 (1校 1件)</p> <p>④ 体罰行為に該当せず 0校 0件 (0校 0件)</p> <p><b>5 公表</b> 令和3年6月24日（木）、東京都教育委員会での報告後、体罰の有無及び体罰の内容についてプレス発表された。別添資料4を参照。</p>		

文教委員会情報連絡一覧表

件名	内容	日時及び場所	PRの方法
<p>3 小中学校用 務業務委託に 関する公募型 プロポーザル 方式による事 業者選定につ いて</p> <p>所管課 【学校支援課】</p>	<p><b>1 業務名</b> 小中学校用務業務委託</p> <p><b>2 業務内容</b> 学校施設の環境整備・管理・修繕業務、その他校務・庶務的業務</p> <p><b>3 契約期間</b> 令和4年2月から令和5年3月まで</p> <p><b>4 引継ぎ期間</b> 令和4年2月から令和4年3月まで ※ 事業者変更の際、引継ぎを実施</p> <p><b>5 選定委員会構成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学識経験者（2名）</li> <li>・ P T A代表 （小・中より各1名）</li> <li>・ 校長会代表 （小・中より各1名）</li> <li>・ 部内管理職（1名）の計7名</li> </ul> <p><b>6 履行場所</b> 小学校27校、中学校13校の <u>計40校（7契約分）</u></p> <p><b>7 選定日程</b> 令和3年9月30日から12月 20日まで</p> <p><b>8 提案書の特定結果公表予定</b> 令和4年1月</p>	<p>令和3年10 月4日公募開始 （予定）</p>	<p>公募は、あだ ち広報及び区ホ ームページで行 い、特定結果発 表は区ホームペ ージにて行う。</p>

文教委員会情報連絡一覧表

件名	内容	日時及び場所	PRの方法
<p>4 「不登校の子を持つ保護者のための交流会」の開催について</p> <p>所管課 【教育相談課】</p>	<p>区内在住の不登校児童・生徒の保護者を対象として、「不登校の子を持つ保護者のための交流会」を開催する。また、講演会のオンライン配信も実施する。</p> <p><b>1 目的</b> 不登校児童・生徒に対する保護者の理解を深め、保護者同士の交流を図る。</p> <p><b>2 対象者</b> 不登校の子を持つ保護者の方</p> <p><b>3 定員</b> 100人程度（オンライン受講者含む。会場での参加者は50人まで）</p> <p><b>4 内容</b> (1) 講演会：講師 鈴木真理氏 (2) 保護者交流会</p>	<p><b>実施日時：</b> 令和3年10月23日（土）予定 10時00分～12時00分</p> <p><b>会場：</b> こども支援センターげんき</p>	<p>校長会を通じて各学校に周知、あだち広報9月10日号、区ホームページ等</p>

文 教 委 員 会 情 報 連 絡

令和3年8月19日

件 名	不登校児童・生徒に対する居場所支援事業の北部地区での開設について																																			
所 管 部 課 名	こども支援センターげんき教育相談課																																			
内 容	<p>不登校児童・生徒に対する居場所支援事業について、中部地区、西部地区、東部地区に続く区内4か所目を北部地区に開設する。</p> <p><b>1 目的</b> NPOと連携した「居場所を兼ねた学習支援」の日中の時間を不登校児童・生徒のための居場所として活用し、学校復帰のステップへの一助とする。</p> <p><b>2 対象児童・生徒</b> 小学5年生～中学3年生 ① 学校には行けないが外出できる児童・生徒 ② チャレンジ学級に通所できないなど、他の生徒と交流が苦手な児童・生徒</p> <p><b>3 実施場所・開設日</b> 北部地区（竹の塚エリア）・令和3年10月1日（金）</p> <p><b>4 開設時間</b> 火曜日～金曜日 10時00分～14時00分 （祝日・年末年始除く）</p> <p><b>5 予定人数</b> 10人程度</p> <p><b>6 他地区の不登校児童・生徒に対する居場所支援事業支援人数（令和2年度）</b></p> <table border="1" data-bbox="485 1664 1358 1868"> <thead> <tr> <th></th> <th>小5</th> <th>小6</th> <th>中1</th> <th>中2</th> <th>中3</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部地区</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>9</td> <td>2</td> <td>8</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>西部地区</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>東部地区</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>6</td> <td>9</td> <td>3</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>16</td> <td>15</td> <td>16</td> <td>52</td> </tr> </tbody> </table>		小5	小6	中1	中2	中3	計	中部地区	0	1	9	2	8	20	西部地区	1	3	1	4	5	14	東部地区	0	0	6	9	3	18	合計	1	4	16	15	16	52
	小5	小6	中1	中2	中3	計																														
中部地区	0	1	9	2	8	20																														
西部地区	1	3	1	4	5	14																														
東部地区	0	0	6	9	3	18																														
合計	1	4	16	15	16	52																														
問 題 点 今 後 の 方 針	スクールソーシャルワーカーによる対象児童・生徒や保護者および学校への働きかけを行って支援に繋げていく。																																			

文 教 委 員 会 情 報 連 絡

令和3年8月19日

件 名	ヤングケアラーに関する現状把握について
所管部課名	こども支援センターげんきこども家庭支援課
内 容	<p>足立区におけるヤングケアラーの現状を把握するための調査概要について情報連絡する。</p> <p><b>1 ヤングケアラーについて</b>  ヤングケアラーとは、法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どもとされている（P9 ①参照）。</p> <p><b>2 調査対象・方法</b>  (1) 対象  こども支援センターげんきで継続支援している児童  ・ 児童虐待相談で支援中の児童（221名）  ・ 養育困難相談で支援中の児童（194名）  ・ 不登校相談等で支援中の児童（247名）  (2) 方法  担当相談員、担当スクール・ソーシャル・ワーカーへの聞き取りによる調査</p> <p><b>3 調査結果</b>  (1) ヤングケアラーに該当するかどうか（P9 ②参照）  (2) 該当する子どもが行っているケアの種類（P10 ③参照）  (3) 該当する子どもに関する課題（P10 ④参照）</p> <p><b>4 今後の方針</b>  (1) ヤングケアラーについて支援者の認知度を向上させることにより、潜在化しがちなヤングケアラーの早期発見・把握につなげる必要があるため、まずは足立区要保護児童対策地域協議会の各種会議や民生・児童委員などの研修会を通じて、ヤングケアラーの事例や課題を周知する。  (2) ヤングケアラーの課題が認められる家庭に対して次の対応を行う。  ・ 子どもが担う家事やきょうだいの世話を支援する福祉サービスにつなぐ等、子どもの負担軽減を図る。  ・ スクールカウンセラーにつなげることにより、子どもの心理面にも配慮した支援を行う。</p>



# ヤングケアラーとはこんな子どもたちです

①

出典厚生労働省ホームページ

## ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どものことをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語は第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟/illustration: Izumi Shiga

## 令和3年6月実施ヤングケアラー調査結果概要

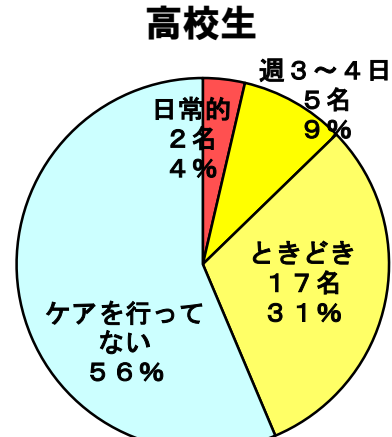
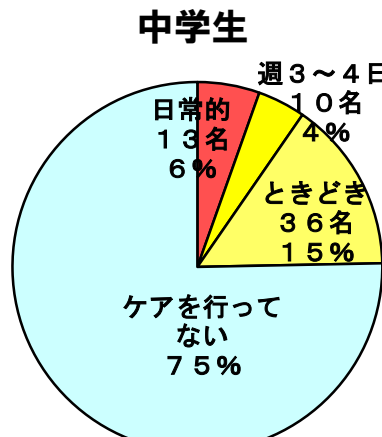
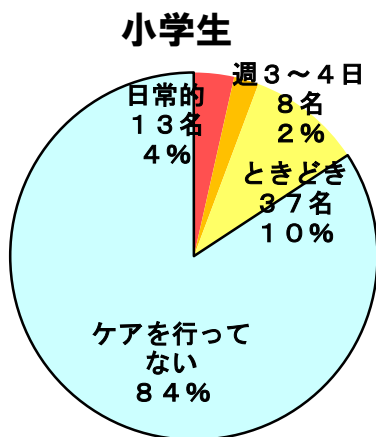
②

### (1) ヤングケアラーに該当するかどうか

#### 支援者の認知度を向上させることが発見につながる

相談員やSSWが支援中の児童についてヤングケアラーに該当するかを確認したところ、

- ◆ 支援中の児童662名のうち、**21% (141名 (男67名・女74名)) がヤングケアラー**
- ◆ 小学生の15%(58名)、中学生の25%(59名)、高校生の44%(24名)

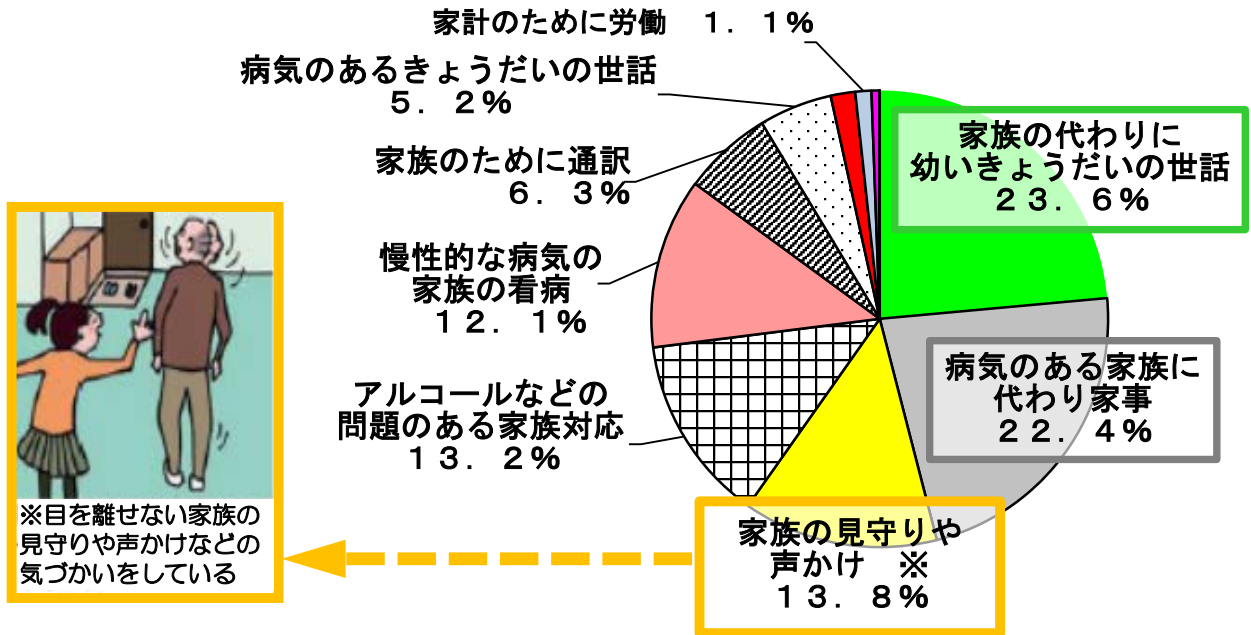


令和3年6月実施ヤングケアラー調査結果概要

③

(2) 該当する子どもが行っているケアの種類

「幼いきょうだいの世話」「家事」「家族の見守りや声かけ」が多い



令和3年6月実施ヤングケアラー調査結果概要

④

(3) ヤングケアラーの課題 (※ 複数回答)

心理面でのケア・配慮 (子どもの気持ちを受け止める)

心理面(情緒不安定、不安感等)、行動面(暴力性、対人関係の形成不良等)、登校面(遅刻早退、不登校等) に課題が多く見られる。

